

プロポーザル審査の評価基準

1. 審査機関

提出されたプロポーザルの審査は、前橋市高校生学習室運営業務委託業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

2. 審査方法

- (1) 審査委員会は、提案見積書の見積額が予算額の範囲以内である者のプロポーザルに対して、審査を行う。
- (2) 審査委員会は、提出された企画提案書類等及び企画提案に基づくプレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリングを行い、提案見積書と併せて「内容点項目」及び「価格点項目」を審査する。（下記5. 評価項目参照）
- (3) 採点は、1 提案者につき、5 名の審査委員がそれぞれ行い、その点数の合計点が最も高い提案者から順位を決める。

3. 選定方法

- (1) 審査委員会は、上記の審査方法により合計点が最も高い1 者を最優秀提案者として決定し、契約の優先交渉者として選定する。（以下「優先交渉者」という。）
- (2) 合計点の最も高い者が2 者以上の場合は、審査委員会で協議のうえ、優先交渉者を選定する。
- (3) 優先交渉者となることができる最低基準点を「内容点項目」と「価格点項目」の合計得点が300.0点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最も得点の高い者を選定する。
- (4) 提案者が1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉者として選定しない。

4. 評価方法

内容点及び価格点で配点する。

評価項目ごとに「A（非常に優れている）」～「E（劣っている）」の評価を行う。

各評価項目の配点は、下記「5. 評価項目」参照。

なお、配点が10点の場合は、各得点を2倍し、配点が15点の場合は、各得点を3倍する。

（得点表）

得点	E (劣っている)	D (やや劣っている)	C (標準的である)	B (優れている)	A (非常に優れている)
5 点の場合	1	2	3	4	5

5. 評価項目

(1) 内容点項目

審査（評価）方法		評価の視点	配点
内容点	基本方針	・学習スペースの設置目的や運営管理の基本的事項を適切に理解しているか。 ・運営業務にあたっての団体の考え方が、施設の設置目的に沿っているか。 ・仕様書に基づく運営体制が図られるか。	10
	業務遂行体制	・団体の組織や経営が安定しているなど、施設の運営管理を継続的・安定的に行う能力を有し、意欲があるか。	5
		・団体の業務内容や業務実績から判断して、施設の運営管理団体として適しているか。	5
	業務目的の理解	・各種支援事業及び人材育成事業について理解し、ビジョンを持った事業提案がなされているか。	15
		・前橋市や企業、大学等と連携を図ることを理解し、それらを踏まえた事業及び効果について提案がなされているか。	10
		・利用者への対応について理解するとともに、より安心して利用できる施設となるような工夫された提案がなされているか。	10
		・登録制度やホームページ開設に伴い、情報セキュリティについての的確な提案がなされているか。	10
		・施設及び設備等の維持管理業務について理解し、適切に業務を行うための提案がなされているか。	10
	業務の妥当性	・業務を実施する上での工夫点や提案事項に独創性があり、コストパフォーマンスに優れた事業運営ができるか。	5
		・従事者研修が充実し、開設後の実施体制が整っているか。	5
		・プレゼンテーション、ヒアリングに対する姿勢（知見、実務力、積極性など）	5

(2) 価格点項目

価格点	評価の視点		配点
	(1) 見積金額は適切か。		5
	(2) 見積もりは内訳が明らか且つ妥当性があるか		5